

職員の分限についての手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第8号

職員の分限についての手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限についての手続及び効果に関する規則（昭和37年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(処分説明書の<u>写</u>の送付)</p> <p>第4条 任命権者は、職員の意に反する降任、免職又は休職の処分を行ったときは、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条に規定する説明書の写</u>1通を、人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>附則 [略]</p>	<p>(処分説明書の<u>写し</u>の送付)</p> <p>第4条 任命権者は、職員の意に反する降任、<u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く。）</u>、免職又は休職の処分を行ったときは、<u>同法第49条に規定する説明書の写し</u>1通を、人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>附則</p> <p><u>1</u> [略]</p> <p><u>2</u> 条例附則第2項の規定による通知は、書面又は電磁的方法<u>（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会が定めるものをいう。）</u>により行うものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。